USPTO が Enhanced Patent Quality Initiative において 特許の品質向上のための 6 項目の提案を示す

2015年05月18日

特許業務法人 **HARAKENZO**WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称:特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

USPTO は、発行特許の品質を向上させるために、たとえば、以下の事項を実施しています。

- (i) ハードなトレーニング(たとえば、Patent Examiner Technical Training Program, training on Cooperative Patent Classification (CPC) system 等)の審査官への提供
- (ii) クレームの明瞭性および機能的クレームのトレーニング・モジュール、AIA の新たな規定および最近の判例を受けての特許適格性に関する法的トレーニングの展開
- (iii) glossary pilot program の実施
- (iv) QPIDS (Quick Path IDS) プログラムおよび AFCP 2.0 (After Final Consideration Pilot プログラムの実施
- (v) PPH プログラムや CCD(Common Citation Document)プログラムの実施
- (vi) たとえば、First Action Interview Pilot Program 等のように、出願人と審査官との間で行われるインタビューの積極的な促進
- (vii) 教育的なプログラムの提供等による個人の発明家に対するアシストの拡充
- (viii) Pre-issuance submissions 手続に関し、電子化による処理の改善
- (ix) Quality Composite Metric(査定レビュー、処理中の案件レビュー、FAOM(First Action On the Merits)のサーチレビュー、外部による品質調査、及び、品質指標報告)の実績評価と報告
- (x) 通知システムの改良等の実施

しかしながら、USPTO は、上記実施事項のみで十分であるとは考えていません。

そこで、USPTOは、特許品質イニシャチブの包括化および強化について官報において公示し、 発行特許の品質向上のための6項目の提案を示しました。これについて、以下に、説明します。

【全4頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、 下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。 ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長: 新井 孝政(大阪本部在籍)外国専門部長代理: 岡部 泰隆(大阪本部在籍)TEL: 06-6351-4384(代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.